

議案第12号

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、実費弁償を支給する対象者に総合教育会議に参加する者を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。